

## 山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山口県PR本部長「ちよるる」デザイン（以下「ちよるる」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用の申請等)

第2条 「ちよるる」を使用しようとするものは、あらかじめ「ちよるる」使用承認申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、山口県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出（別記様式第2号）のみとし、この限りでない。

- (1) 山口県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 山口県内の学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) そのほか、知事が適当と認めたとき。

### (使用承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「ちよるる」の使用を承認するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 山口県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
  - (2) 山口県PR本部長「ちよるる」のイラスト・写真利用の手引きに定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
  - (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
  - (6) 立体物及び動画で、その表現が「ちよるる」のイメージを損なうと認められるとき。
  - (7) そのほか、知事が不相当と認めるとき。
- 2 前項の承認は、「ちよるる」使用(変更)承認書（別記様式第3号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、当面の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 「ちよるる」を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 山口県PR本部長「ちよるる」のイラスト・写真利用の手引きに定められた使用方法と著しく異なる方法で使用しないこと。
- (4) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用使用しないこと。
- (5) 原則として、物品等には、「©山口県」との表記を付すること。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第6条 「ちよるる」の承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「ちよるる」使用承認変更申請書(別記様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「ちよるる」使用(変更)承認書(別記様式第3号)をもって行う。

3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(使用状況の報告等)

第7条 知事は、第2条ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、「ちよるる」等の使用状況について報告を求めることができる。

2 知事は、「ちよるる」の使用の承認を受けたものに対し、「ちよるる」の使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第8条 知事は、「ちよるる」の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「ちよるる」使用承認取消書(別記様式第5号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、「ちよるる」の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、知事はその責を負わない。

2 「ちよるる」の使用承認を受けたものが、「ちよるる」の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、知事は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、「ちよるる」の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

この要領は、平成24年10月11日から施行する。

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

## 山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用承認申請書（販売する商品以外）

令和 年 月 日

山口県知事 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

次のとおり、山口県PR本部長「ちよるる」デザインを使用したいので、申請します。

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間(1年以内)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用数量	
担当者連絡先	・所 属 ・氏 名 ・電話番号 ・メー ル

1. 添付書類

- 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等）
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

2. 必要なデザインデータ

- JPEG
- ILLUSTRATOR (AI/eps)
- PDF
- データの送付は不要

要領第3条第1項(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

印

山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用承認申請書（販売する商品）

令和 年 月 日

山口県知事 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

次のとおり、山口県PR本部長「ちよるる」デザインを使用したいので、申請します。

使用対象物件(名称)	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 場 所	
使用期間(1年以内)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
小売価格 (税抜(円)／ 税込(円)) / 使用数量	
担 当 者 連 絡 先	・所 属 ・氏 名 ・電話番号 ・メー ル

1. 添付書類

- 企画書 (デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等)
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

2. 必要なデザインデータ

- JPEG       ILLUSTRATOR (AI/EPS)       PDF       データの送付は不要

3. ちよるるオフィシャルサイトでの完成品紹介について (許可期限日まで掲載します。)

- 掲載を希望する (完成品の写真を提供してください。)
- 掲載を希望しない

要領第3条第1項(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名  
(名称及び代表者名)

山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用承認申請書(販売する商品)(更新用)

令和 年 月 日

山口県知事 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

平成(令和) 年 月 日付け平 観光プロ第 号で承認を受けた物件について、次のとおり、山口県PR本部長「ちよるる」を使用したいので、申請します。

使用対象物件(名称)	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 場 所	
使用期間(1年以内)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
小売価格/使用数量	
担当者連絡先	・所 属 ・氏 名 ・電話番号 ・メー ル

1. 添付書類

- 企画書(デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等)
- 申請者の概要が分かるもの
- 山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用承認書の写し
- その他参考となる資料

2. 必要なデザインデータ

- JPEG       ILLUSTRATOR (AI/eps)       PDF       データの送付は不要

3. ちよるるオフィシャルサイトでの完成品紹介について(許可期限日まで掲載します。)

- 掲載を希望する(完成品の写真を提供してください。)
- 掲載を希望しない

要領第3条第1項(1)~(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用届

令和 年 月 日

山口県知事 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

次のとおり、山口県PR本部長「ちよるる」デザインを使用しますので、届け出ます。

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間(1年以内)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用数量	
担当者連絡先	・所 属 ・氏 名 ・電話番号 ・メー ル

1. 添付書類

- 企画書 (デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等)
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

2. 必要なデザインデータ

- JPEG
- ILLUSTRATOR (AI/ EPS)
- PDF
- データの送付は不要

要領第3条第1項(1)~(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名  
(名称及び代表者名)

平 観光プロ第 号  
令和 年 月 日

## 山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用承認（変更）書

（申請者）

住 所 （所在地）

氏 名 （名称及び代表者） 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

令和 年 月 日付けで申請のありました、山口県PR本部長「ちよるる」デザインの使用について、次のとおり承認します。

### 記

1 使用対象物件

2 使用目的

3 承認期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

4 使用上の厳守事項

（1）承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。

（2）承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転賃しないこと。

（3）定められた色、形等を正しく使用し、「山口県PR本部長ちよるる」または「山口県」の表記を付すること。

（4）承認期間満了後は、直ちに使用を中止すること。

（5）承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真を持って代えることができるものとする。



## 山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用承認変更申請書

令和 年 月 日

山口県知事 様

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

平成 (令和) 年 月 日付け平 観光プロ第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

変更内容

(※変更内容を記載)

(※変更内容の確認できる資料を添付)

### 1. 添付書類

- 企画書 (デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等)
- 申請者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

### 2. 必要なデザインデータ

- JPEG
- ILLUSTRATOR (AI/EPS)
- PDF
- データの送付は不要

要領第3条第1項(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

印

平 観光プロ第 号  
令和 年 月 日

山口県PR本部長「ちよるる」デザイン使用取消書

(申請者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者) 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

平成（令和） 年 月 日付け平 観光プロ第 号で承認をした、山口県PR  
本部長「ちよるる」デザインの使用につきましては、承認を取り消します。